

(2)「介護職員初任者研修」の受講をお申し込みのお客様へ（受講規約）変更内容

【現行 規約内容】	【変更内容】
19. 反社会的勢力の排除について （2）当社またはお客様の一方が、前項の確約に反する表明をしたことが判明した場合、前項の確約に反した行為をした場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができます。	19. 反社会的勢力の排除について （2）当社またはお客様は、相手方が前項の確約に反する表明をしたことが判明した場合、前項の確約に反した行為をした場合には、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができるとともに、相手方に損害が発生したとしても何らの賠償ないし補償をすることを要しません。

以上